

平成 18 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名 スカイマークエアラインズ株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 西久保 慎一
(コード番号 9204 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経理本部長 有森 正和
(TEL 03-5402-6767)

第 6 回新株予約権（第三者割当）の発行および コミットメント条項付買取契約の締結に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 9 月 8 日開催の取締役会において、三菱UFJ証券株式会社を割当先とする第 6 回新株予約権（第三者割当）の発行および、三菱UFJ証券株式会社との間でコミットメント条項付買取契約を、下記のとおり締結することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

・新株予約権発行の理由

当社スカイマークエアラインズ株式会社は 1996 年に定期航空運送事業を事業の目的として設立し、1998 年 7 月に定期航空運送事業免許（現航空法：事業許可）を取得し、1998 年 9 月 19 日、羽田＝福岡線に就航いたしました（3 往復／日）。

その後、航空機の導入、運航体制の整備を図り、現在（9 月 8 日時点）では、航空機 9 機（B767 型機 6 機、B737 型機 3 機）による羽田＝福岡（10 往復／日）、羽田＝神戸（8 往復／日）、羽田＝新千歳（9 往復／日）、羽田＝那覇線（1 往復／日）の定期運航を行っております（合計 28 往復／日）。

事業の基盤である使用航空機は、事業開始当初は航空機リースにより B767 型（中型機）を中核として航空機の導入を進めておりましたが、航空機に係る技術革新、世界の航空機需要の変化に伴う航空機供給市場の変動等により、2004 年 3 月には、航空機性能の向上（信頼性、経済性等）将来性等を勘案し、2011 年までの間に現在使用している B767 型機をすべて新世代機と呼ばれる B737 - 800 型機に転換する方針としておりました。

しかしながら、昨今の原油価格の高騰による航空燃料の負担の急激な増加等により、構造的に運航コストの上昇を回避することが困難と判断した結果、前述の航空機の転換計画の進捗を早め、事業構造基盤の質的転換を促進し、将来の環境への適応力を早期に実現することといたしました。その他、各種設備投資資金等を機動的に確保することを目的として、本新株予約権の発行を決定いたしました。

本新株予約権の発行にあたっては、資金需要の発生等に合わせた調達が可能になるよう、当社が新株予約権の行使の量および時期について一定のコントロールができるスキームを採用しております。

ご注意：この文書は、当社が第 6 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

・本新株予約権の特徴

本新株予約権の権利行使による資金調達には以下のような特徴があり、株価への影響にも配慮した設計となっています。

1. 新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式 10,000,000 株で一定であるため、株価動向にかかわらず、最大希薄化株式数が限定されていること。
2. 取締役会が必要と認めた場合(ただし、本新株予約権の割当日から 2007 年 3 月 26 日までの期間については、証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が下限行使価額未満の場合または上限行使価額を超える場合に限る。)には、当社が本新株予約権を取得・消却することが可能であること。
3. 本新株予約権は、三菱UFJ証券株式会社 1 社への第三者割当方式であり、新株予約権の形態では、当社取締役会の承認が無い限り同社から譲渡されないこと。また、同社は本新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の空売りを目的として、当該株式の借株を行わないこと。
4. 割当先とはコミットメント条項付買取契約(下記「 . コミットメント条項付買取契約について」をご参照ください。)を締結することとしており、当社が本新株予約権の行使の量および時期について一定のコントロールができるスキームとなっていること。

・コミットメント条項付買取契約について

当社は、本新株予約権を発行するとともに、証券取引法による届出の効力発生後に割当先である三菱UFJ証券株式会社との間でコミットメント条項付買取契約を締結することといたします。

このコミットメント条項付買取契約に基づき、当社は、一定の条件に従って、行使すべき本新株予約権の数その他の必要事項を通知することにより、三菱UFJ証券株式会社に対して本新株予約権の行使を要請(以下「行使要請」という。)することができる一方、割当予定先は、行使要請に応じる場合または当社の事前の書面による同意がある場合を除き、本新株予約権の払込期日の翌日から 2009 年 8 月 26 日までの期間、本新株予約権を行使しない仕組みになっています。

当社から行使要請がなされた場合、三菱UFJ証券株式会社は、当社が行使要請を行った日の翌日から 20 取引日目の日までの期間(以下「行使要請期間」という。)内に、行使要請により指定された個数の本新株予約権を行使します。当社はこの仕組みを活用することにより、当社に資金需要が発生した場合に本新株予約権の行使による機動的な資金調達を行うことができます。

ただし、当社が一度に行使要請できる本新株予約権の数は 2,000 個を上限とし、行使要請期間中に新たな行使要請はできないこととなっています。また、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が 184 円(ただし、下記「 . 本新株予約権の発行要領」第 9 項による調整を受ける。)を下回る場合、当社にかかる重要事実で未公表のものがある場合等一定の事由が存在する場合にも、当社は行使要請を行うことはできません。

ご注意：この文書は、当社が第 6 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

三菱UFJ証券株式会社は、本新株予約権の払込期日の翌日から2009年8月26日までの期間、当社の行使要請のない限り、本新株予約権を行使できません。ただし、三菱UFJ証券株式会社が本新株予約権の行使を希望し、当社がそれを承諾した場合には本新株予約権を行使することができます。また、2009年8月27日以降は、三菱UFJ証券株式会社の裁量で本新株予約権を行使することができます。

当社は行使要請をした場合、三菱UFJ証券株式会社からの本新株予約権の行使の希望を受諾した場合およびこれらの場合になされた行使の結果について、その都度プレスリリースを行います。

・本新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称 スカイマークエアラインズ株式会社第6回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の数 本新株予約権の数は10,000個とする。
3. 新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり3,800円とする。
4. 割当日および払込期日 2006年9月25日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての本新株予約権を三菱UFJ証券株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行または処分を「交付」という。)する総数は、10,000,000株(本新株予約権1個あたりの目的である当社普通株式の数(以下「割当株式数」という。))は、当初1,000株)とする。ただし、本項第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
 - (3) 当社が第9項の規定に従って行使価額(第7項第(2)号に定義される。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式によって調整される。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第9項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第9項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

ご注意：この文書は、当社が第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（本項第(2)号に定義される。ただし、第8項または第9項によって修正または調整された場合は修正後または調整後の行使価額とする。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合には、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初368円とする。

8. 行使価額の修正

本新株予約権の割当日後、行使価額は、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前日までの5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。）のない日は除く。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の90.00%（ただし、2009年8月27日から2009年9月25日までの期間については98.00%とする。）に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が184円（以下「下限行使価額」という。ただし、第9項による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。また、2006年9月26日から2009年8月26日までの期間については、修正後行使価額が552円（以下「上限行使価額」という。ただし、第9項による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。なお、時価算定期間内に、第9項に定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

9. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl}
 & & & \text{交付普通} & & \text{1株あたりの} \\
 & & & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\
 & & & \hline
 & & \text{既発行普通} & + & & \\
 & & \text{株式数} & & & \\
 \text{調整後} & & & & & \\
 \text{行使価額} & = & \text{調整前} & & & \\
 \text{行使価額} & & \text{行使価額} & \times & & \\
 & & & \times & & \\
 & & & \hline
 & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{交付普通株式数} & \\
 & & & & & \\
 & & & & \text{時 価} &
 \end{array}$$

ご注意：この文書は、当社が第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引き換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。)その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式もしくは取得条項付株式を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)または本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式もしくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利のすべてが当初の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日)以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式もしくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式もしくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役

ご注意：この文書は、当社が第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がある場合はその日、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まない。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

ご注意：この文書は、当社が第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (6) 第8項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の行使価額、修正後または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
10. 新株予約権を行使することができる期間
2006年9月26日から2009年9月25日までとする（以下「行使可能期間」という）。
11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする）、その残額を増加する資本準備金の額とする。
12. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
13. 新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が取得する日を定めたときは、会社法第273条および第274条の規定に従い通知または公告を当該取得日の2週間前までに行う（ただし、本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第293条の規定に従い通知および公告を当該取得日の1ヶ月前までに行う）ことにより、当該取得日に、本新株予約権1個あたり7,360円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行う。ただし、本新株予約権の割当日から2007年3月26日までの期間については、証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が下限行使価額未満の場合または上限行使価額を超える場合に限り取得することができる。
- (2) 当社は、当社が吸収合併により消滅会社となることおよび株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従い通知または公告を当社取締役会で定める取得日の2週間前までに行う（ただし、本新株予約権証券が発行されている場合には会社法第293条の規定に従い通知および公告を当該取得日の1ヶ月前までに行う）ことにより、当該取得日に、本新株予約権1個あたり7,360円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部を取得する。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権者の請求のある時に限り、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行する。本新株予約権にかかる新株予約権証券は無記名式とし、本新株予約権者は本新株予約権証券を記名式とすることを請求することはできない。

ご注意：この文書は、当社が第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

16. 新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 18 項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (2) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権を表示し、その行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。当該行使にかかる本新株予約権につき本新株予約権証券が発行されている場合は、行使請求書に当該本新株予約権証券を添付しなければならない。
本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込む。
行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が本項第(2)号 に定める口座に入金された日または本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生する。

17. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株券については株券を発行しない。

18. 行使請求受付場所

スカイマークエアラインズ株式会社 総務人事本部

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿支店

20. 新株予約権者に通知する場合の公告

本新株予約権者に対し通知する場合の公告は、当社の定款所定の電子公告の方法により行い、かつ、電子公告を行った旨を本新株予約権者に対し通知する。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の方法に代えて本新株予約権者に対し直接に通知する方法によることができる。

21. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

当社は、割当先である三菱UFJ証券株式会社との間で締結する本新株予約権のコミットメント条項付買取契約により、本新株予約権の行使に一定の制限が付されていることおよび本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるツリーモデルにより算定した本新株予約権の理論的価値の算定結果を踏まえ、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、当社の株主にとって有利な払込金額であると判断した金 3,800 円を本新株予約権 1 個の払込金額とした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 7 項記載のとおりとし、行使価額は当初、2006 年 9 月 7 日の証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

ご注意：この文書は、当社が第 6 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

22. 発行可能株式総数の留保

当社は、いかなる時においても、残存する本新株予約権の全部が行使された場合に発行される当社普通株式数を、当社の発行可能株式総数から発行済株式（ただし、自己株式を除く。）の総数を控除して得た数中に留保する。

23. 1単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. 会社法その他の法令等の改正に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、本新株予約権に関連する会社法その他の法令または規則等の改正が行われた場合には、当社は、当該改正および本新株予約権の要項の趣旨に従い、当社が適切と判断する方法により、必要な措置を講じることができる。

25. その他

- (1) 本新株予約権の発行については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社が第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取概算額は3,709百万円となります。本新株予約権の発行による払込および本新株予約権の行使に際して財産の出資があった場合の調達資金は、航空機部品および空港施設等の設備投資資金に充当する予定ですが、具体的な金額および使途については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて決定いたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回のファイナンスによる、今期の業績予想に与える影響はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。その安定的実現に向けて、収益構造の確立による事業収支の健全化を推進するため、当面配当は行わず収益構造の確立に注力する予定です。

(2) 配当決定に当たっての考え方

企業体質の強化と今後の事業展開に備えるために内部留保を充実させることを勘案して決定する方針であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、中長期的な視点に立って、運航基盤の充実や整備体制の強化などに活用し、企業価値の向上を図っていく所存です。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成16年10月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純損益	7209.56円	32.62円	12.89円
1株当たり年間配当金			
実績配当性向			
株主資本当期純利益率	91.2%	31.7%	7.1%
株主資本配当率			

- (注) 1. 平成17年3月期は、決算期変更により平成16年11月1日から平成17年3月31日までの5ヶ月間となっております。
2. 平成16年10月期より、1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針4号)」を適用して算出しております。
3. 当社は、平成17年3月1日付をもって株式分割(1株につき200株の割合で分割)を行っております。なお、平成17年3月期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
4. 過去3決算期間における配当はございませんので、1株当たり年間配当金、実績配当性向、株主資本配当率は記載していません。
5. 各決算期の株主資本当期純利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社が第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. その他

(1) 販売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスをすることにより、平成 18 年 9 月 7 日現在の発行済普通株式総数に対する潜在普通株式数は 17.28%となる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株式数 10,000,000 株を、平成 18 年 9 月 7 日現在の発行済普通株式総数 57,882,500 株 (自己株式を含む。) で除した数値であります。ただし、新株予約権の権利行使により交付する株式は、当社が保有する自己株式を充当する場合があります。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成 15 年 10 月 7 日 *1	2,250,000 千円	6,647,964 千円	6,180,939 千円
平成 17 年 9 月 1 日 *2	1,499,973 千円	3,663,130 千円	6,162,578 千円
平成 18 年 2 月 17 日 *3	335,652 千円	3,998,782 千円	6,497,781 千円

(注) *1 有償第三者割当

発行価格 45,000 円 資本組入額 22,500 円

*2 第三者割当

発行価格 602 円 資本組入額 301 円

*3 第 4 回新株予約権の行使による増加であります。

過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 16 年 10 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
始 値	60,000 円	104,000 円	1,030 円	613 円
高 値	167,000 円	354,000 円 1,568 円	1,063 円	617 円
安 値	50,000 円	88,500 円 837 円	500 円	348 円
終 値	108,000 円	1,031 円	610 円	368 円
株価収益率	15.0 倍	31.6 倍		

(注) 1. 平成 19 年 3 月期の株価については、平成 18 年 9 月 7 日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価 (終値) を当該決算期末の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。

3. 平成 17 年 3 月期は決算期変更により平成 16 年 11 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの 5 ヶ月間となっております。

4. 印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

ご注意：この文書は、当社が第 6 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. 割当予定先の概要等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		三菱UFJ証券株式会社	
割当新株予約権数		10,000 個	
払込金額		38,000,000 円	
割当予定先 の内容(注)	住所	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 青木 広久	
	資本の額	65,518 百万円	
	事業の内容	証券業	
	大株主及び持株比率	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 61.23%	
当社との 関係	出資 関係 (注)	当社が保有している 割当予定先の株式の数	0 株
		割当予定先が保有している 当社の株式の数	0 株
	取引関係等		該当事項なし
	人的関係等		該当事項なし

(注) 割当予定先の内容及び出資関係の欄は、平成18年3月末日現在におけるものであります。

(2) 新株予約権の発行の日程(予定)

平成18年 9月 8日(金)	新株予約権発行決議取締役会 有価証券届出書提出(関東財務局)
9月16日(土)	有価証券届出書効力発生予定日
9月25日(月)	割当日
9月25日(月)	申込期日
9月25日(月)	払込期日
9月26日(火)	新株予約権行使開始日

(3) その他

割当予定先である三菱UFJ証券株式会社との間で、本新株予約権に譲渡制限を付すことを合意する予定であります。

また、三菱UFJ証券株式会社は、本新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、当該株式の借株を行わないことになっております。

以上

ご注意：この文書は、当社が第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。